

議案第 63 号

三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

三田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 23 年 11 月 29 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

## 三田市条例第 号

### 三田市印鑑条例の一部を改正する条例

三田市印鑑条例（平成9年三田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「、印鑑登録証明書」を「印鑑登録証明書」に改め、「当該印鑑登録者が自ら」を削り、同項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合においては、印鑑登録証の提出により本人又は本人の授権による代理人とみなす。

第16条第1項中「第13条第2項」を「第13条第3項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。